平成２２年（フ）第６３８号
秋田市添川字添川104番地
債務者　荻原　美香
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６７号
秋田県由利本荘市大鍬町73番地５
債務者　木内　厚
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第２号
秋田県大館市有浦１丁目10番39―２号、前住所秋田県大館市釈迦内字街道上143番地１
債務者　津嶋　幸子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第６号
福島市蓬莱町３丁目９番12号
債務者　菅野　初枝
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１９２号
富山県小矢部市東福町４番13号
債務者　笹本　淳平
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第２０７号
富山県高岡市下牧野1523番地、前住所富山県射水市一条12番地６
債務者　一ノ瀬浩子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第２１３号
富山県高岡市赤祖父590番地
債務者　菅池　泰三
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第６３０号
金沢市観法寺町ろ26番地10、従前の住所鹿児島県鹿屋市笠之原町2767番地
債務者　石黒　正彦
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６３９号
金沢市金石東２丁目２番９号　市営住宅９棟408号
債務者　大屋　紀清
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６４０号
金沢市安江町17番27号　リブナイスリー安江町703、住民票上の住所大阪府富田林市久野喜台２丁目３番126―201号、従前の住所大阪府茨木市里見町13番33号、従前々の住所大阪府枚方市香里ケ丘10―８―１―113
債務者　廣瀬まゆみ（旧姓川島）
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６３３号
岐阜市溝口下136番地２
債務者　武山　照明
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７１８号
岐阜市茜部菱野１丁目109番地
債務者　鳴海みさ代
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７８３号
岐阜市小野495番地10
債務者　東　一惠
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７８５号
岐阜県各務原市緑苑東４丁目１番地１緑苑東２棟403
債務者　伊藤　和子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７８８号
岐阜市清706番地松原ビル302号
債務者　東　美子（旧姓稲田）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７９３号
岐阜県瑞穂市馬場春雨町１丁目49番地　吉田ビル503号
債務者　渡邉亜希子（旧姓日髙）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２号
岐阜県可児郡御嵩町中979番地　サンタウンＨＴＭ205号、住民票上の住所岐阜県可児郡御嵩町中695番地２
債務者　髙木　孝光
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部